

山口労発基 0426 第 2 号
令和 3 年 4 月 26 日

関係団体等の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

職場における熱中症の予防について、厚生労働省においては、毎年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各種の取組を推進しているところですが、熱中症による休業 4 日以上の上業務上疾病者数は依然として高止まりしており、死亡に至る事例も後を絶たない状況にあります。

今般、日本産業規格 JIS Z8504 が約 20 年ぶりに改正され、WBGT 基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等により、別紙のとおり、職場における熱中症予防基本対策要綱が定められ、熱中症予防対策の一層の推進を図ることとされたところです。

貴会におかれましても、会員事業場等に対して、本要綱の周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。